

## 特定個人情報保護評価書記載要領(修正箇所)における 特定個人情報保護評価指針への適合性・妥当性の審査

評価書(記載要領)名
住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務に関する特定個人情報保護評価書(全項目評価書)記載要領
機関(記載要領作成)名
地方公共団体情報システム機構
提出日

(補足事項)

**【記載要領について】**

都道府県の「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書の作成を支援することを目的として、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が、特定個人情報保護委員会の了承を得た上で、住民基本台帳ネットワークシステムに関連する項目の記載要領を示すもの。

■ 白地項目

(赤字記載)

都道府県サーバの仕様等に係るもので、本記載要領の回答を各都道府県がそのまま評価書へ転記できる項目。

■ 橙色で網掛けした項目(記載あり)

(赤字記載)

都道府県サーバの仕様等に係るもので、本記載要領の回答を各都道府県がそのまま評価書へ転記できる項目。

(赤字記載以外)

都道府県サーバ等について、記載例や参考情報を示している項目であり、本記載要領の内容を各都道府県の実情に合わせて適宜修正・追加の上、評価書に記載すべき項目。

■ 橙色で網掛けした項目(記載なし) 各都道府県が実情に合わせて回答を作成し、評価書に記載すべき項目。

※委員会では承しているのは赤字部分のみであるため、赤字部分に関する重要な変更のみを審査の対象とする。

※全項目評価書の赤字部分は、基礎項目評価書の赤字部分の内容を含んだ記載となっているため、審査については全項目評価書の記載内容について行う。

赤字記載内容における  
重要な変更に関する事項

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(4)適切な時期に 実施しているか。	—	—	—	—	問題は 認めら れない	従来、媒体を通じて行われていた都道府県内の住基事務担当部署から他部署又は他の執行機関への本人確認情報の提供・移転について、新たに通信回線を用いる連携方式(以下「回線連携」という。)のための改修は、平成27年1月から3月までにシステムの要件定義、平成27年5月からプログラミングを予定しており、適切な時期に評価を実施している。
(6)特定個人情報 保護評価の対象 となる事務の実態 に基づき、特定個 人情報保護評価 書様式で求めら れる全ての項目 について検討し、 記載しているか。	—	—	—	—	問題は 認めら れない	回線連携を用いた場合に追記が必要となる「Ⅰ基本情報」、「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」について、該当する事項を具体的に分かりやすく追記している。
(8)特定個人情報 保護評価の対象 となる事務の内容 の記載は具体的 か。当該事務にお ける特定個人情 報の流れを併せ て記載している か。	①特定個人情報 ファイルを取り扱う 事務やその事務に おいて使用するシ ステムについて、 基本情報を具体的 に分かりやすく記 載しているか。	7. 事務に関わる者、 事務において使用す るシステム、事務にお いて取り扱う情報の流 れを具体的に記載し ているか。	P.5	Ⅰ (別添1)	問題は 認めら れない	事務の内容について、回線連携を用いる場合の連携方法を特定個人情報である本人確認情報の流れに即して、具体的に分かりやすく追記している。

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
<p>(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。</p> <p>(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>④ 特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。</p>	<p>32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.12	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	<p>特定個人情報の使用について、回線連携を用いる場合は、都道府県サーバの代表端末又は業務端末から宛名管理システム又は庁内システムへのアクセスは、要求情報が格納される共有フォルダだけに制限すること、当該共有フォルダは部署ごとに作成し、他部署の共有フォルダにはアクセスできないようシステム上制限すること、システム上宛名管理システム又は庁内システムから都道府県サーバへのアクセスは行えない仕組みとすること等、宛名管理システム又は庁内システムにおいて特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう講じている対策を具体的に分かりやすく追記している。</p>
		<p>33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.12	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	
	<p>⑥ 特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。</p>	<p>51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.16	Ⅲ 5. リスク2:	問題は認められない	<p>特定個人情報の提供・移転について、回線連携を用いる場合は、都道府県サーバの代表端末又は業務端末から宛名管理システム又は庁内システムへのアクセスは、共有フォルダだけに制限すること等、不適切な方法による特定個人情報の提供・移転の防止に努めていることを具体的に分かりやすく追記している。</p>
		<p>52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.16	Ⅲ 5. リスク3:	問題は認められない	

## 【総評】

都道府県が回線連携を用いた場合の特定個人情報の流れが具体的に分かりやすく追記されており、また、回線連携を用いた場合に変更となる都道府県サーバの仕様等に係る記載項目や回線連携に特有のリスクの特定及びリスク対策が具体的に分かりやすく追記されており、特段の問題は認められないと考えられる。